

令和5年第9回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年9月20日(水) 午前9時30分～11時10分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (9名)

1番	吉留 義晃	2番	南原 奈美子
3番	赤崎 敬一郎	4番	濱田 誠
5番	前野 浩司	6番	満園 和徳
7番	山内 美千代	8番	山崎 博文
9番		10番	池山 準一

(2) 推進委員 (21名)

11番	下田 保幸	12番	兒玉 伸一郎	13番	
14番	池之野 智幸	15番	久保 蘭 貴政	16番	水流 新藏
17番	内村 正二	18番	宮田 裕司	19番	竹井 好博
20番	長福 次美	21番	田上 政喜	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番		25番	大野 恵美
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番		31番	狩宿 悦男
32番		33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	村上 一徳				

(3) 職員 (5名)

事務局長	松山 明浩
主幹兼農地係長	小田 寿幸
農地係主査	堀口 浩二
農地係主事	今村 圭佑
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (1名)

9番 坂元 兼一

5 会次第

(1) 議案第1号	農地法第3条許可(農委)申請について	(3件)
(2) 議案第2号	農地法第5条許可申請について	(7件)
(3) 議案第3号	農用地利用集積計画について	(11件)
(4) 議案第4号	非農地証明願について	(3件)

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和5年第9回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。
それでは、本日の出席人員報告をいたします。
本日は、9番坂元委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中9名で定足数に達していますので、総会は成立しております。
また、推進委員25名のうち、13番野間委員、24番平島委員、30番山口委員、32番宮脇委員から欠席の申し出がありましたので、21名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは、審議を開始します。
本日の議事録署名者の指名をいたします。
議事録署名者は、5番前野浩司委員、6番満園和徳委員をお願いいたします。
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
無いようですので、会務報告を終わります。

それでは、1ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の9-1番を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(今村) 　　　　議案第1号「農地法第3条許可申請について」の9-1番について説明
9-1番
所在：久富木字 ████████ 番1、田、農振農用地区域内、1,381㎡、所在：久富木字 ████████ 番2、田、農振農用地区域内、404㎡、所在：久富木字 ████████ 番2、田、農振農用地区域外、1,058㎡、贈与による所有権移転
以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。9-1番、お願いします

21番委員 　　今説明のありました農地に関しまして調査を行いました。内容につきましては、██████さん █████ 歳、こちらのほうが高齢化による労力が厳しいということで、次男である ████████ さんに、もう以前から農地管理は任されていたそうなんです、今回登記も変えたいということで申請があ

- 21 番委員 りました。農地を確認したところ、境界の管理も行われており、進入路も確実に管理されておりました。それから用水路もしっかりあり、今後、農地として、 さんが十分管理していける状態であることから、今回の譲渡に関する申請は、よろしいのではないかと判断しております。よろしく願います。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の9-1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の9-1番は、許可することに決定いたしました。
- 次に、1ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の9-2番を議題といたします。
また、2ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-2番は関連がありますので、一括して審議くださるようお願いいたします。
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 (今村) 議案第1号「農地法第3条許可申請について」の9-2番について説明
9-2番
所在：鶴田字 番1、畑、農振農用地区域外、1,166㎡のうち665㎡、売買による所有権移転
以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
- 事務局 (小田) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-2番について説明
所在：鶴田字 番1、畑、農振農用地区域外、1,166㎡のうち500㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：104.34㎡、申請地に一般住宅を建築したい。
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。議案第1号の9-2番、議案第2号の9-2番、お願いします
- 事務局 (今村) 議案第1号の9-2番について、説明いたします。平島推進委員が今日は欠席のため、代理で報告させていただきます。こちらにつきましては、 さんから さんに土地を売ってほしいと話があったということで、 さんが農作業の経験が20年以上あるということで、農地として利用していけると思いました。境界、進入路、用排水等については問題ありません。以上です。
- 25 番委員 境界、排水路、すべて確認をしましたが、何も問題はありませんでした。住宅地として確認できましたので、報告いたします。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の
納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

3番委員 この畑は、今まで耕作されていたんですか。

事務局
(小田) 現地を確認しましたところ、飼料か、何かしら今まで植えてあった形跡
はございました。作物は何を植えてあったかまでは確認できませんでした。
畑として十分使える状況ではありました。以上です。

6番委員 よろしいですか。今の件につきましては、■■■■さんの義理のお父さん
ですけれども、■■■■で畜産農家と水稻をされていて、今度売られた
土地につきましては、飼料畑として利用されていたようです。以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

2番委員 確認なんです、農地の面積が 1,166 m²のうち 665 m²が畑として、500
m²は宅地になるんですが、残りの 1 m²はどちらにはいるのでしょうか、教
えてください。

事務局
(小田) 地籍の関係になりますが、宅地については小数点以下まで、それ以外の
地目につきましては、1 m²未満は出てこないことからこのようになっており
ます。以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。
(なしの声あり)
無いようですので、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申
請について」の9-2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願い
します。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の9-2
番は、許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-2番について、
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-2
番は、許可することに決定いたしました。

議長 次に、1ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の9-3
番を議題といたします。
また、2ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-1
番は関連がありますので、一括して審議くださるようお願いいたします。
事務局の議案説明をお願いします。

- 事務局
(今村) 議案第1号「農地法第3条許可申請について」の9-3番について説明
9-3番
所在：鶴田字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、900㎡のうち400㎡、
売買による所有権移転
以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを
満たしていると判断し提案いたします。
- 事務局
(小田) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-1番について説明
所在：鶴田字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、900㎡のうち500
㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住
宅、施設面積：70.38㎡、申請地に一般住宅を建築したい。
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判
断し、提案するものであります。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明を
お願いします。議案第1号の9-3番、議案第2号の9-1番、お願いします
- 事務局
(今村) 議案第1号の9-3番について、説明いたします。平島推進委員が今日は
欠席のため、代理で報告させていただきます。こちらにつきましては、■■
■■さんが取得したいということで話があったようで、隣の分筆予定の土
地は家を作り、その横に畑があるということで、今後、■■■■さんが耕作
され、野菜などを作っていくということで話を聞いています。境界、進入
路、排水等には問題ありませんでした。以上です。
- 25番委員 こちらのほうも、境界、排水路等も確認できて、何の問題もありません
でした。以上です。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、
事務局の説明をお願いします。
- 事務局
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の
納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませ
んか。
(なしの声あり)
よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第1号「農地法第3
条許可申請について」の9-3番について、許可することに賛成の方は挙手
をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の9-3
番は、許可することに決定いたしました。
- 次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-1番について、
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-1
番は、許可することに決定いたしました。

議長 次に、2 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-3 番を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (小田) 議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-3 番について説明
所在：広瀬字 〇〇番 1、田、農振農用地区域外、518 m²、所在：広瀬字 〇〇番 3、田、農振農用地区域外、542 m²、所在：広瀬字 〇〇番、田、農振農用地区域外、526 m²地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：資材置場用地、施設：資材置場、施設面積：1,586 m²、申請地を譲り受け、資材置場を設置したい。
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。9-3 番、お願いします。

14 番委員 申請地は、国道 〇〇号から 〇〇小学校のほうに旧道を入ったところの左手にあります。現地確認をしたところ、稲が見えたので耕作してあるのかなと思ったんですが、よく確認したら所々出ているだけで、耕作放棄地と判断しました。湿田で非常に耕作しづらい圃場に感じました。代理人にどのように資材置場にするのかを伺いましたところ、盛土で 0.5 メートルから 1 メートルかさ上げをし、土砂の流失を防ぐため擁壁を設置し、雨水は枡を設置して対処するそうです。隣接する圃場の水田耕作には影響しないと思われます。境界、進入路、排水路等は何ら問題ありませんでした。以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

3 番委員 先般の書類審査のとき言ったんですけど、14 ページの図面ですが、〇〇番 1 のとなりの三角形の田について、〇〇さんが買わないと言ったのか、それとも、この方が売らないと言ったのか。こういう形で田んぼが残ることについて了解が得られているのか、お聞きしたいと思います。

事務局 (小田) 今、ご質問がありました、14 ページの図面の 〇〇番 1 の右側に、三角のところがあります。こちらについて現場で確認しましたところ水田でありました。こちらについては現在も耕作中でありまして、〇〇番 1 の右下のあたりから水路が下の方に入っております。ここについても、〇〇さんが相談をされたようではありますが、折り合いがつかなかったということで、このような状況になったということでした。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-3番は、許可することに決定いたしました。

次に、3ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-4番から9-7番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-4番から9-7番について説明

9-4番

所在：山崎字■■■■番1、田、農振農用地区域外、265㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：店舗・修理場・倉庫・駐車場用地、施設：店舗・修理場・倉庫・駐車場、施設面積：873.50㎡、申請地を譲り受け、店舗・修理場・倉庫を建築し、駐車場を設置したい。

9-5番

所在：山崎字■■■■番1、田、農振農用地区域外、888㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：店舗・修理場・倉庫・駐車場用地、施設：店舗・修理場・倉庫・駐車場、施設面積：873.50㎡、申請地を譲り受け、店舗・修理場・倉庫を建築し、駐車場を設置したい。

9-6番

所在：山崎字■■■■番2、田、農振農用地区域外、933㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：店舗・修理場・倉庫・駐車場用地、施設：店舗・修理場・倉庫・駐車場、施設面積：873.50㎡、申請地を譲り受け、店舗・修理場・倉庫を建築し、駐車場を設置したい。

9-7番

所在：山崎字■■■■番1、田、農振農用地区域外、904㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：店舗・修理場・倉庫・駐車場用地、施設：店舗・修理場・倉庫・駐車場、施設面積：873.50㎡、申請地を譲り受け、店舗・修理場・倉庫を建築し、駐車場を設置したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。9-4番から7番、お願いします。

20番委員

9月11日に現地調査をいたしまして、申請人の代理人が色々説明したんですけれども、境界杭はきれいに打ってありました。15ページの図面を見てもらえば分かるんですけれども、三角の部分が残るところがあるんです。この件について確認をとったら、南側から水路が入れるということでした。私の個人的な意見ですが、国道からの進入がちょっと心配なところで、そのほかは異常ありませんでした。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の
納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

3番委員 先ほど説明があった、この三角のところですが、■■■■が買わないと言
ったのか、それともこの三角の所有者が売らないと言ったのか、水は取り
入れられるということですが、使い道がなくなるような気がするんです
が、この残った部分について、了解が得られているのか懸念されたもんで
すから、質問したいと思います。

事務局
(小田) 15ページの図面で、■■■■番1と■■■■番1の間の三角形の土地につきまして、
現在のところは耕作されていない状況です。入り口としては、三角の真ん
中あたりに進入路が確認されました。排水路も確認できまして、先ほどあ
った取水が確認できなかったものですから、資料を求めたところでした。
当初、ここにつきましても、■■■■さんが譲ってもらえないかと話をされ
たようですが、今回は、話がまとまらなかったということでございます。
以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。
(なしの声あり)
無いようですので、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申
請について」の9-4番から7番について、許可することに賛成の方は挙手
をお願いします。
(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の9-4
番から7番は、許可することに決定いたしました。

次に、4ページから5ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」
の農用地利用集積計画書、集積計画総括表(所有権の移転)について事務局
の説明をお願いします。

事務局
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の4ページ、農用地利用集
積計画書、5ページ、集積計画総括表(所有権の移転)について説明

議長 それでは、6ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有
権移転の9-1番から2番を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の6ページ、9-1番から2
番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用
集積計画について」の所有権移転の9-1番から2番については、妥当とす
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

議長

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の9-1番から2番については、妥当とすることに決定いたします。

次に、7ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について事務局の説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第3号「農用地利用集積計画について」の7ページ、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について朗読及び説明

議長

それでは、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。

本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が3件ありますので、その案件を先に審議いたします。

8ページ、9-1番から3番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8ページ、9-1番から3番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9-1番から3番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9-1番から3番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8ページから10ページのうち、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8ページから10ページのうち、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

議長 次に、11 ページ、議案第 4 号「非農地証明願について」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (小田) 議案第 4 号「非農地証明願について」説明

9-1 番

所在：泊野字 [] 番 2、田、農振農用地区域内、822 m²、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

所在：泊野字 [] 番 1、田、農振農用地区域内、100 m²、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

所在：泊野字 [] 番 1、田、農振農用地区域内、723 m²、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

9-2 番

所在：二渡字 [] 番 1、畑、農振農用地区域外、635 m²、判定地目：山林、利用状況：耕作放棄地

所在：二渡字 [] 番、畑、農振農用地区域外、2,848 m²、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

所在：二渡字 [] 番、畑、農振農用地区域外、159 m²、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

9-3 番

所在：二渡字 [] 番 1、畑、農振農用地区域外、442 m²、判定地目：山林、利用状況：耕作放棄地

議長 ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果の報告をお願いします。9-1 番、お願いします。

18 番委員 現地調査を行いまして、所有者であります [] さん、ご高齢でありまして、現在、 [] に住んでおられず、娘さんの住まれる [] に家を借りて住まわれております。10 数年前から田んぼの耕作をできない状態で、また管理もできない状態でありました。雑草が 1 メートルくらい伸び、また、所々には雑木が 2 メートル以上のももあり、現在では田んぼとして復元することは不可能と思われ、原野とすることを認めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 9-2 番、3 番、お願いします。

22 番委員 9-2 番について、ここは 5 年前に太陽光発電所の計画があつて、山林とかは契約され売買されていたんですけど、ここに農地として残っている分があつて、ここはみかんを植えてあつた場所なんですけど、10 年くらい前に管理される [] さんの旦那さんが亡くなられてから管理をしていなくて、現地を見に行つたところ原野化していた状態です。

9-3 番について、 [] さんの分は、ここもみかん山の団地だったのが、20 年くらい経って、国の対策で、みかんの木を切って木を植える流れがあつて、そのときに周りは木を植えてあるんですけど、ここはみかん山として残っていた状態で、管理がずっとされていなくて、もう山林の状態になっておりましたので、ここは山林でお願いしたいというところでした。周りは全部、太陽光発電所になる予定です。よろしく願いいたします。

議長 ただ今の議案説明及び現地調査報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

- 3番委員 申請地周辺の農地が荒れている場合、併せて申請する方策とかないのか、質問したいと思います。
- 事務局
(小田) 今、お話があったとおり、こういう非農地証明願が上がってくるところは、大体、周りも荒れていることが多い状況です。実際、二渡では、農地パトロールを済ませて非農地判断ができているところがあるようです。ここにつきましては、赤崎委員が言われましたように、今回の申請地の周辺は現地で確認ができておりますので、荒れているようであれば、11月以降行われます農地パトロールで上げていただきまして、そちらで、皆さんで判断していただければよろしいかと思います。以上です。
- 議長 よろしいですか。今、事務局からありましたように、農地パトロールをした場合に周りがそういう状況であるとすれば、次回の農地パトロールのときに確認ができるように修正するというように努めてください。よろしくお願いたします。
- ほかにありませんか。
(なしの声あり)
無いようですので、採決いたします。議案第4号「非農地証明願について」の9-1番から3番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願について」の9-1番から3番は、妥当とすることに決定いたします。
- 次に、「議題」(5) その他ですが、委員の皆様より「議案」はありませんか。
(なしの声あり)
事務局より、何か議題はありますか。
(ありません。)
無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。
- 次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様より、何かありませんか。
(なしの声あり)
事務局より事務連絡はありませんか。
- 事務局 (事務局より協議・連絡事項あり)
・活動記録の徹底について
・農家アンケートについて
・「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直し案について
・町農作業事故防止研修会への参加について
・あっせん申出書の取り扱いについて
・農業新聞の購読について
・書籍(農家相談の手引き)の活用について
- 議長 ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして令和5年第9回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。
- 事務局長 全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____